

一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟正会員に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟（以下「当法人」という。）定款第7条及び当法人会員規程第15条の規定に基づき、正会員の入会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会申請及び変更届)

第2条 正会員として入会の申し込みを行おうとする都道府県連盟の代表者は、別紙の入会申込書に、次に掲げる書類を添付して、当法人に申請するものとする。

(1) 定款又はこれに代るべき規約（以下「定款等」という。）

(2) 役員名簿

(3) その他当法人が必要と認めた書類

(理事会の承認)

第3条 前条の規定により入会申込書の提出があった場合には、理事会の承認を得た後、当法人の正会員となる。

(定款等)

第4条 正会員である都道府県連盟は、当法人の定款に準じた定款等を作成し、当法人に届けなければならない。

2 前項の定款等に変更が生じた場合には、遅滞なく当法人に届け出なければならない。

(役員)

第5条 正会員である都道府県連盟には、理事3名以上、監事1名以上の役員もしくはこれに準ずる役員を置かななければならない。

2 前項の役員に変更が生じた場合には、遅滞なく当法人に届け出なければならない。

(正会員の要件)

第6条 正会員である都道府県連盟には、指導者資格（リーダー以上の者をいう。）を有する者1名以上及びレフリースポーツ資格（C級レフリースポーツ以上の者をいう。）を有する者1名以上が所属していなければならない。ただし、指導者資格及びレフリースポーツ資格の双方を有する者が1名以上所属すれば、この要件を満たすものとする。

2 前項の指導者資格を有する者又はレフリースポーツ資格を有する者に変更が生じた場合には、遅滞なく当法人に届け出なければならない。

(定款等の遵守)

第7条 正会員及びその構成員は、当法人の定款その他の規程を遵守しなければならない。

(報告義務)

第8条 正会員は、事業年度終了後3か月以内に、事業報告書及び決算書を含む総会資料を当法人に提出しなければならない。

(任意退会)

第9条 正会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 正会員及びその構成員が次のいずれかに該当するに至ったときは、定款第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって除名される。

(1) 当法人の事業を妨げ、又は当法人の名誉を棄損する行為をしたとき。

(2) 定款又は総会の決議に反する行為をしたとき。

(会員資格の喪失)

第11条 正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を引き続き1年以上納入しないとき。

(2) 解散したとき。

(変更)

第12条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第13条 この細則の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2023年5月28日から施行する。